

# 「キリスト者貴族に与う」

## にみられるルター の 思想考

太 田 広

1520年 はルター の活動 の最高潮 に達した年である。「キリスト教界の改善 に関してドイツ国民のキリスト者貴族に与う」<sup>1)</sup> (An den christlichen Adel deutscher Nation von des christlichen Standes Besserung) は、この年の8月に 出版されている。この著作の最初にはルター の親しい友人ニコラウス・フォン・ アムスドルフ (Nikolaus von Amsdorff) への献辞が書かれており、次いで、こ の著作の序言ともいえるカール皇帝とドイツ国民のキリスト者貴族への言葉が 述べられている。引き続いて本論に入り、ローマ教徒が自己を防衛するために 築いている三つの城壁への攻撃、宗教会議において論ぜられるべき事柄、改善 に役立つ27箇条の提案が述べられている。この著作の内容を簡単に紹介し、そ こにみられるルター の思想に触れたいと思う。

### 1

ローマ教徒が自己を防衛するために築いている三つの城壁への攻撃から本 論が始まるのであるが、その第一の城壁は、世俗的権力 (weltliche Gewalt) はローマ教徒を支配する力を持たず、霊的権力 (geistliche Gewalt) は世俗的 権力の上にあるという主張である。第二の城壁は法王のほか、何人も聖書を解 釈する資格がないという主張であり、第三の城壁は法王のほか、何人も宗教会 議 (Concilium) を召集することはできないという主張である。ルターによれ

ば、ローマ教徒はこの三つの城壁の中に身をおいて、ありとあらゆる悪事と非行を働いている。そして、ルターはこの三つの城壁の一つ一つに攻撃を加える。

第一の城壁に対する攻撃の最初の部分で、ルターは次のように述べている、「法王、司教、祭司、修道院の人々が霊的身分 (der geistliche Stand) とよばれ、諸侯、貴族、手工業者および農民が世俗的身分 (der weltliche Stand) とよばれているが、これは全くの虚言であり、虚構である。このように言うことを何人も恐れてはならない。これには次のような理由があるからである。即ち、すべてのキリスト者は真に霊的身分に属し、職務 (Amt) 以外には彼らの間には何の区別もない。」ここに見られるように、ルターは霊的身分と世俗的身分との区別を排除して、キリスト者の間に職務以外の区別を認めていない。ルターはまたキリスト者の間に身分の区別のないことについて、「われわれは一つの洗礼 (eine Taufe), 一つの福音 (ein Evangelium), 一つの信仰 (einen Glauben) を持ち、同等のキリスト者である」とも述べている。更に、この問題について、次のような例を挙げている。即ち、平信徒の一群が捕えられて荒野におかれ、彼らの間に祭司がいなかったならば、彼らは彼らの中から一人を選んで、そのものに洗礼を授けさせ、ミサを行なわせ、赦罪を宣言させ、説教をさせるであろう。ルターは「それゆえ、必要の場合には、だれでも洗礼をし、赦罪の宣言をすることができる。もしも、われわれがすべて祭司でなかったならば、このことは不可能であろう」と述べている。

ルターはすべてのキリスト者は真に霊的身分に属し、キリスト者の間には職務以外の区別のないことを、次のようにも述べている。「平信徒、祭司、諸侯、司教、彼らのいう“霊的なもの”と“世俗的なもの”とは、実際において職務あるいは仕事のための区別より、他の区別を持っていない。身分のための区別は存しない。彼らはすべて霊的身分に属し、真の祭司であり、司教であり、法王である。しかし、祭司や修道僧の間でも、各人が一樣の仕事を持たないように、彼らは一樣に同じ仕事を持たない。」更に、ルターはキリスト者の職務あるいは仕事について、次のように述べている。「さて今日、霊的とよば

れている人々、あるいは祭司、司教、あるいは法王は、他のキリスト者から彼らが神の言葉と sacrament とをつかさどるべきだということよりも、なお、いっそう価値あるものとして区別されてはならない。神の言葉と sacrament とをつかさどることは、彼らの仕事であり、職務である。同様に、世俗的政府は悪人を処罰し、信仰あるものを保護するために、その手に剣と笞とを持っている。靴屋、鍛冶屋、農民、各人はそれぞれ自分の職務と仕事とを持っている。それでも、彼らはすべて同等に聖別された祭司であり、司教である。各人は彼の職務あるいは仕事をもって、他人に役立ち、仕えなければならない。」ここにみられるように、ルターは世俗的政府は悪人を処罰し、信仰あるものを保護するために、その手に剣と笞とを持っていると述べている。この上に立って、次のように論じている、「見よ、世俗的政府が聖職者の上に位せず、また彼らを処罰することができないと定められたり、言われたりすることが、いかほどキリスト的であろうか。このことは、目が大なる苦痛を受けているのに、手にその苦痛を救ってはならないというのと同じである。一つの肢が他の肢を助けてはならず、その腐敗を防いではならないということは、不自然ではないか。まして、非キリスト的ではないか。その肢が高貴であればあるほど、他の肢はその肢を助けるべきである。それゆえ、私は述べる、世俗的権力は悪人を処罰し、信仰あるものを保護するように神から定められてあるので、法王、司教、祭司、修道僧、尼僧、そのほか何人でも、身分の区別なしに、キリスト教界の全体を通じて、妨害することなく、世俗的権力の職務を自由に行なわしむべきである。」「世俗的キリスト的権力は、それに関係するものが、法王、司教、あるいは祭司であろうと顧慮するところなく、その職務を自由に、妨げられることなく行使すべきである。罪あるものは、罰を受けよ。教会法がこれに反対して述べているものは、全く捏造されたローマ的僭越である。聖パウロはすべてのキリスト者に語っている、“すべての人（私はその中に法王も含まれると思う）は政府に従うべきである。政府はいたずらに剣を帯びず、悪人を処罰し、信仰あるものを賞するために神に仕える”（ローマ書 13章1—4）。また、聖ペテロも述べている、“神のために、すべて人の立てたる制度に従え、神はそれを

「望みたもう」(ペテロ前書 2の13)。」更にルターは第一の城壁を紙で作った城壁とよんで、この城壁は倒れたと述べている、「世俗的支配権はキリスト的身体の一つの肢となっており、現世的な仕事を持っているにもかかわらず、霊的身分に属している、それゆえ、この第一の紙で作った城壁は倒れたと思う。」

続いて、ルターは第二の城壁、即ち、法王のほか、何人も聖書を解釈する資格がないという主張に対して攻撃をすすめている。ルターは「彼らのみが聖書の教師であろうとすることは、根拠のない不当なこと」であり、「法王は信仰において誤ることがないという厚顔な言葉をもって、われわれを瞞着している」と述べている。ルターはコリント前書14章の言葉“もし坐しおる、他のもの黙示をこうむらば、先のもの黙すべし”を引用して、ある人に黙示が与えられたならば、首席の人であっても沈黙して、その黙示を受けた人に譲らなければならないとし、身分の低いものが正しい理解をもった場合には、その身分の低いものに従わなければならないとしている。ルターは法王の言葉だけしか信用できないとしたならば、法王が誤りを犯した時には、誰がキリスト教界を救うことができるかと疑っている。ルターは「われわれの間にも正しい信仰を持っている敬虔なキリスト者が存在しているのに、なぜ、この敬虔なキリスト者の言葉をしりぞけて、信仰をもたない法王に従わなければならないのか」と述べている。また、ルターは「われわれはすべて祭司であって、一つの信仰、一つの福音を持っている、なぜ、われわれは信仰において何が正であり、何が不正であるかを判断する力を持ってはいけないのか」と述べている。そしてルターは、われわれの信仰ある聖書の解釈に従って、法王をいっそう、よき解釈に強制すべきであるとしている。このようにして、ルターは第二の城壁に対して攻撃を加え、更に第三の城壁に対する攻撃に進んでいる。

第三の城壁は法王のほか、何人も宗教会議を召集することができないという主張である。この主張を攻撃する際にルターはマタイ伝18章、“もし、汝の兄弟が汝にそむきて罪を犯さば、往きて、汝と彼と二人のみにて語れ、もし、彼が汝の言を聞かざれば、一人あるいは二人をともないて行け、彼がなお聞かざれば、教会に告げよ、彼が教会にも聞かずば、彼を異邦人と思うべし”を挙げ

ている。「教会を管理している一員が悪い行ないをし、その行為によって他の人々に多くの損害と憤激とを与えている場合には」、私は彼を教会に告訴しなければならず、このためには教会員を召集しなければならない。「宗教会議を召集し、あるいは認可することを法王のみに属せしめているのは、聖書に根拠をもたない」ばかりか、過去における事実とも矛盾している。最も有名なニケーアの宗教会議(Concilium Nicaenum)はローマの司教から召集されたものではなく、コンスタンチヌス皇帝から召集されたものであった。多くの他の皇帝も彼にならって同様のことをしたが、それはしかも最もキリスト教的な会議であった。ルターは「必要のある場合、法王がキリスト教界にとって悪しき存在である場合には、全体の忠実な一員として最初にそのことをなし得るものが、真の自由な宗教会議を生ぜしめるべきである」としている。法王庁にいまわしい火の手が燃えあがっている場合、最初にキリスト者を呼びさましたものが名誉に価すると述べている。なお、ルターは最もよく宗教会議を召集し得るものは世俗的な剣(das weltliche Schwert)であると述べているが、これはルターの世俗的政府観を示すものとして注目される。

ルターはローマ教徒が自己を防衛するために築いている三つの城壁を攻撃したあとで、それに続いて、人々が宗教会議で論じなければならない事柄について述べている。この部分には、ルターのローマに対する激しい怒りとドイツ人としての感情の発露が見出される。ルターはまず法王の尊大に触れ、「キリストの代理人であり、聖ペテロの後継者であると誇っているキリスト教界の最高者が、非常に世俗的で豪華な生活を営み、どんな王や皇帝でも、その生活に肩を並べることができないということは、全く驚くべきことである」と述べ、「最高の王でも一重の冠をいただくだけであるのに、法王は三重の冠をいただき、人々がそれを非難すれば異端であるとののしられる、元来、法王の職務はキリスト教会のために日々涙を流して祈ることであり、法王はあらゆる謙遜の模範を示すべきである」と述べている。また、ルターは法王庁の贅沢を問題として取り上げ、「法王の邸宅を100番目の部屋だけにして、あとの99の部屋を取り去ったとしても、その邸宅はなお信仰に関して解答を与えるためには、充分

の広さを有するであろう」と述べ、「ローマには害虫と蛆虫とがいて、これらの害虫や蛆虫たちはバビロニアにも法王の邸宅に匹敵するものはなかったと自慢している、法王の書記だけでも3千名以上を数え、その他の役人の数はあまりにも多いので数えきれない、彼らは狼の羊に対するように、ドイツの僧院と土地の上に目を光らせている」と述べている。ルターはドイツが今ローマ法王に与えているものは、昔ドイツが皇帝に与えたものをはるかに凌いでいると述べ、ドイツ人としての怒りを次のように発している、「ある人々の見積るところによると、年毎にドイツからローマに流れ込む金額は30万グルデン以上である、それは全く無駄に使われ、無益に用いられ、その代償としてわれわれの得ているものは、ただ嘲笑と恥辱とだけである、諸侯、貴族、都市、僧院、国土および人々の貧しくなることは不思議ではない、むしろ、われわれにとって不思議に思われることは、われわれがまだ食べていけることである。」

ルターはドイツ人がローマの術策を全く知らないほどの粗野な馬鹿者でないと述べ、初収入税 (die Annaten) を例に引いて、ローマが彼ら自身の作りあげたことすら守っていないと訴えている。その昔、ドイツの皇帝と諸侯とは初収入税を徴収することを法王に許可した。しかし、この許可は条件なしに行なわれたのではなくて、法王が集められた金銭をトルコ人と戦うための資金とすることが条件とされていた。しかし、この条件は守られず、法王はドイツ国民の善良な信仰心を利用して、既に100年以上もこの種の金銭を徴収し、これによってローマに多くの地位や官職を設けて、毎年あたかも世襲所得からでも支払うように、これらに給料を支払っている。ルターは自分たちの土地と人民とを理由なき搾取にまかせてはならないとし、「皇帝の法か、あるいは一般国民の法によって初収入税を留保するか、あるいは廃止すべきである」と述べている。ルターは法王が種々の手段によって、ドイツの土地に強奪を加えている有様に触れ、ローマに対する怒りを次のように激しい言葉で現わしている、「ローマには購買、販売、両替、交換、酩酊、虚言、瞞着、強奪、窃盗、虚飾、姦淫、破廉恥その他あらゆる方法における神冒瀆がある。反キリスト者といえども、これ以上の冒瀆をもって支配することは不可能である。ヴェニスやアント

ワーブやカイロのような町も、ローマにおける市場や取引に比較すれば何でもない。これらの町では理性と法律とが実行されているが、ローマではすべてが悪魔の欲するがままに行なわれている。」

続いてルターは恐るべき事態の改善に役立つ27箇条の提案を行なっている。この提案のうち若干のものを取り上げてみよう。ルターは提案の12で、ローマへの巡礼の廃止に言及している。巡礼者はローマに行っても、何一つよいことを見ないであろうし、その上、「神は一人の夫に妻と子供を世話し、結婚生活にふさわしいことを行ない、かつ、隣人に役立ち、隣人を助けることを命じておられる、ある人がローマに巡礼し、50グルデンあるいは100グルデンを使用し、その一方で郷里に残された彼の妻や子供、あるいは隣人が生活に困っているとすれば、それは神の命令に対する不従順である。」このような理由で、ルターはローマへの巡礼に反対している。ルターは提案の14で、祭司の結婚問題を取りあげている。聖パウロがテモテ前書第3章やテトス書第1章に述べている言葉、「司教は責むべきところなく、一人の女の夫にして、その子女は従順にして品行正しき人たるべし」を引き合いに出して、ルターは祭司に対して一人の妻を持つことが許さるべきであるとしている。多くの聖父がより深い研究に身を捧げ、異端者との争いに準備するために、結婚生活を放棄したことはあったが、それは自由意志からなされていたと述べ、結婚を再び自由にし、結婚するか、しないかは各人の自由にまかせることを忠告している。法王が祭司の結婚を禁止した結果として多くの悲惨な出来事が生じており、「祭司の娼婦」(Pfaffenhure)と呼ばれ、また「祭司の子供」(Pfaffenkinder)と呼ばれて、恥辱と悲哀の中に生活している人々に同情を示している。ルターは提案の18で「すべての祭日を廃止し、日曜日だけを残すべきである」と述べ、聖母の祭日とか、諸聖徒の祭日を持つと思うならば、これらを日曜日に移すか、毎朝のミサの時に行なうようにしたらよいとしている。その理由は、「今や祭日には飲酒、賭博、怠惰、その他のあらゆる罪悪が行なわれていて、聖日は他の日より多く神を怒らせているからである。」聖日を仕事日に変えることによって聖徒を祝するとすれば、それは、はるかによき行ないをしたことになる。ルタ

ーは提案の19で「結婚が禁止されている等親が変更されなければならない」として、教父母や三等親および四等親の間の結婚は禁止されているが、これは改正されるべきであるとしている。

ルターは提案の21でキリスト教界からあらゆる乞食を取り除くことを提案している。キリスト者は一人でも乞食して歩くべきではないと述べている。ルターは貧民を世話することの必要さは認めているが、貧民の世話は彼らが餓死せず、凍死しない程度で行なわれれば充分であるとしている。貧民がもしも「富もうとするならば、自分の手に鋤をとって、自分で大地からそれを求めればよい。」聖パウロは“働かないものは、また食べるべきではない”と述べているが、神は他人の財産によって生活することを命じておられない。ルターは提案の27で世俗の生活にみられる欠陥について述べている。衣服の贅沢と奢侈を取り上げ、これを禁止するドイツ国民の一般的命令と同意が必要であるとしている。神は他国と同様に、われわれに羊毛、繊維、亜麻を充分に与えておられる。従って、絹やビロード、金属装身具、その他、外国品のために莫大な金を浪費する必要はない。ルターはまた、香料の取引を制限して、ドイツの金が国外に流出しないようにする必要があるとしている。「多くの善良な習慣が商業を通じてある国に入るということを、私は知らない、それゆえ、神は昔その民イスラエルを海から遠ざけて住わしめ、多くの商業を行なわしめなかった」と述べている。ルターはフッガー家 (Fugger) や、これに類する会社が閉鎖されなければならないと述べ、神に従って生活している人間が、その生涯のうちに王者にも相当する財産を蓄積することが、果して可能であろうかと述べている。100グルデンをもって一年間に20グルデンをもうけることは、農耕や牧畜とは異なった方法でなされると述べている。「農業を増し、商業を減らす方が、はるかに神の意志にかなう」と述べ、「聖書に従って土地を耕やし、土地から食物を求める」ことをよしとしている。まだ伐採されず、耕やされていない多くの土地があるのではないかと忠告している。



## 2

以上に、この著作の内容を簡単に紹介したが、この著作にみられるルター  
の思想について考察を加えたいと思う。

ローマ教徒の靈的身分と世俗的身分との区別を虚構であるとして、すべての  
キリスト者は真に靈的身分に属し、われわれは同等のキリスト者であるとして  
いる。この考えは宗教的身分制に対する宗教的民主制<sup>2)</sup>の主張ともいえるもの  
であって、この点にルターの思想の新しさをみることができよう。また、法王  
による聖書の解釈や宗教会議召集の独占に反対して、正しい信仰をもつキリス  
ト者に聖書を解釈する資格を与え、全体の忠実な一員として最初にそのことを  
なし得るものが、宗教会議を生ぜしめることができるとしている。ここにも、  
宗教的民主制の主張の現われをみることができよう。

この著作の世俗的権力についての見解には注目すべきものがある。法王の職  
務を神の言葉と sacrament をつかさどることに制限し、世俗的権力は悪人を  
処罰し、信仰あるものを保護するように神から定められてあるとして、世俗的  
権力はそれに関係するものが法王、司教、祭司であろうと顧慮するところな  
く、その職務を自由に行使すべきであるとしている。ここに、世俗的権力を法  
王権から解放しようとするルターの見解が現われている。中世末期から近世初  
期にかけての西欧の重要な政治の歴史は、法王権と世俗的権力との闘争の歴史  
であり、この闘争の歴史の中から近世の国民国家が誕生する。法王権を制限  
し、法王権から世俗的権力を解放しようとするルターの見解は、この歴史の歩  
みに対応するものとして評価されよう。但し、ドイツにおいてはイギリスやフ  
ランスにみられるように国王による国民国家の誕生がみられず、大諸侯のも  
とにゆがめられた形で類似の現象がみられるのであるが、ルターの見解はこの場  
合、大諸侯の自立に対応するものであったといえよう。ルターの世俗的権力に  
対する見解は世俗的権力を法王権から解放するものであったが、しかし、同時  
に世俗的権力の地位をあまりにも高めすぎて、ドイツの宗教改革に保守的な色  
彩を与えることとなった。ルターはこの著作の中で、他の著作でもしばしば引

用しているローマ書13章のパウロの言葉、“すべての人は政府に服すべきである”を引用している。すべての人々が世俗的政府に服従することを説くルターの見解は、やがて農民戦争の際に政府に対する一切の反乱を許さないものとなって現われた。

この著作にみられるルターの思想の中に近世思想の芽生えをみることができよう。例えば、ルターはローマへの巡礼の廃止を提言し、ローマへの巡礼よりも妻と子供を世話し、隣人に役立つことを重くみている。ここに世俗的生活を尊重するルターの思想をみることができよう。ルターはまた勤労を礼讃し、怠惰を排斥している。祭日を整理しようとしているのは勤労を礼讃しようとする精神であり、乞食を絶滅しようとしているのは怠惰を排斥しようとする精神である。世俗的生活を尊重し、勤労を礼讃し、怠惰を排斥しようとする精神は、近代資本主義社会を成立させた倫理につながるものとしてみる事ができよう。ルターは祭司の結婚を認め、あるいは結婚し得る等親の範囲を拡大して結婚に自由を与えている。結婚の近代化という点で注目すべきであろう。ルターはこの著作の中で農業を増し、商業を減らす方がはるかに神の意志にかなうと述べている。この考えは中世的とみられるが、しかし、ルターが商業に好意をもたなかったのは、外国品のために莫大な金を浪費してドイツの富が海外に流出するのを防ごうとする意図からなされていたことは認めらるべきであろう。ルターはまたフッガー家を敵視しているが、これにはフッガー家が法王庁と密接に結合していた巨商であったことを何よりも考慮する必要がある。

ルターはこの著作を自ら“ローマの反キリスト者に対して鋭く鳴り響く戦闘ラッパ<sup>3)</sup> (Kriegstrompete)”と呼んでいる。まさに、この著作にはローマの宮廷に対するルターの激しい怒りの言葉がみち溢れている。最高の王でも一重の冠をいただくだけであるのに、法王は三重の冠をいただいていると述べ、反キリスト者といえども、法王以上の冒瀆をもって支配することは不可能であると述べている。殊に、ローマの宮廷がドイツの上に加えている搾取に対するルターの怒りは生々しく、ドイツがいまローマ法王に与えているものは、昔ドイツが皇帝に与えたものを遙かにしのいでいると述べ、年毎にドイツからローマに

流れこむ金額は30万グルデン以上であると述べている。法王の書記だけでも3千名以上を数え、彼らは狼の羊に対するように、ドイツの僧院と土地の上に目を光らせていると述べている。しかも、ルターはローマの宮廷のドイツの上に加えている搾取は、ローマの宮廷の術策の上に行なわれていることを指摘し、トルコと戦う資金とすることを口実として初収入税が集められ、毎年あたかも世襲所得からでも支払うように、ローマに設けられた多くの官職にそれが支払われていると述べている。ルターはドイツ人がローマの術策を全く知らないほどの粗野な馬鹿者でないと述べ、自分たちの土地と人民とを理由なき搾取にまかせてはならないとしている。ローマに対するドイツ人としての激しい怒りこそ、この著作の初版が出版されて一週間ほどのうちに4000部を売りつくした<sup>4)</sup>何よりの理由と考えられるのであって、ドイツの宗教改革がローマに不満をもつドイツ人の国民運動であったことを示すものといえよう。ローマに対するドイツ人の国民感情を代表して、1520年当時ルターはドイツの国民的英雄の観を示した。

1524年に勃発した農民戦争において、ルターは農民と訣別して、ドイツの国民的英雄の地位から転落した。ルターは農民戦争がようやく激しさを加えようとした4月の17日から20日の間に、「シュワーベンにおける農民の12箇条に対する平和への勧告<sup>5)</sup>」(Ermahnung zum Frieden auf die zwölf Artikel der Bauernschaft in Schwaben)を書き、更に、農民戦争の最も激しく燃え上った同年5月上旬に「略奪的な、殺人的な農民の暴徒に抗して<sup>6)</sup>」(Wider die räuberischen und mörderischen Rotten der Bauern)を書いている。前者の著作の中で、ルターは皮をはぎ、税を課することのみ専念している諸侯を激しく非難すると共に、農民に対して神から定められた政府に剣をとって反抗することは、“すべての人は政府に服すべきである”(ローマ書 13の1)にそむくことであると述べ、暴君的な政府に対してすら、服従することを勧告している。政府への服従は前述したように「キリスト者貴族に与う」の中にもみられる思想である。ルターは後者の著作の中で、諸侯は悪人たちの上に剣を用いるように命ぜられており、彼らが処罰せず、その役目を充分に行なわない時には、剣を用

いることを命ぜられていないものが殺人した時と同じように、神の前に非常な罪を犯したことになると述べている。いまや剣と怒りの時代であって、恩恵の時代ではないと述べ、いまや君侯が流血をもって天国を得ること、他人が祈りをもってするにまさる奇しき時代であるとしている。トーマス・リンゼー(Thomas Lindsay)は「略奪的な、殺人的な農民の暴徒に抗して」の中で、ルターが農民の上への流血を説いた言葉は、いかなる事情のもとで書かれたにせよ、ルターの生涯に消すことのできない汚点を印した<sup>7)</sup>と述べている。しかし、農民の上への流血を説くルター言葉は、その言葉の激しさは別として、「キリスト者貴族に与う」の中の「世俗的政府が悪人を処罰し、信仰あるものを保護するために、その手に剣と笞とを持っている」という言葉の延長線上にあるものといえよう。われわれはルターをドイツ国民の英雄にした1520年の著作の中に、ルターが農民と訣別して、領邦主権と密着するようになった1525年の著作へのつながりを見ることができるのである<sup>8)</sup>。

## 〔註〕

- (1) 本論においてはテキストとして Hersg. von/ H. H. Borchardt und Georg Merz; Martin Luther, *Ausgewählte Werke*, Dritte Auflage, München の第2巻(1962)の S. 81—150 に掲載されてあるものを用いた。本論中の「……」はこのテキストからの直接の引用である。なお、邦訳としては古くは佐藤繁彦氏、藤田孫太郎氏のものがあり、新しいものとしては、印具徹氏(聖文社、ルター著作集第1集2)、成瀬治氏(中央公論社、世界の名著ルター)の邦訳がある。
- (2) ルター思想が宗教的民主制の域を出なかったことは、農民戦争の中に書かれた著作の中で更に明白にされている。「シュワーベンにおける農民の12箇条に対する平和への勧告」の中で、何人も農奴であるべきではないという農民の要求に対して、ルターはこの要求は“キリスト者の自由を全く肉体的なものにしている”と述べ、更に“世俗的な国家は人々の間に不平等が存しなければ存続できない”と述べている。また「略奪的な、殺人的な農民の暴徒に抗して」の中で、“洗礼は身体と財産とを自由にしない、かえって靈魂だけを自由にする”と述べている。
- (3) テキストとして用いた *Ausgewählte Werke* の第2巻の *Erläuterungen* の S. 392
- (4) 同上
- (5) この著作については、拙論“平和への勧告を中心とするルター思想考”(新潟大学人文科学研究第34輯)を参照されたし。
- (6) この著作については、拙論“農民戦争におけるルター思想”(世界史研究第27号)を参照されたし。

- (7) Thomas M. Lindsay ; Luther and the German Reformation, 1935, p. 186
- (8) Joseph Lortz は Die Reformation in Deutschland, Erster Bd. 3 Aufl. S. 225 でルターは多くの、重要な問題に対して後になって初めて徹底した態度をとっているが、しかし、これらの問題はすべて1520年におかれたわくの中から、重要ならざる部分ではみ出ているにすぎないと述べている。